

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）

最近改正 平成 24 年 12 月横浜市条例第 100 号

横浜市環境影響評価条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 41 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
 - 第 2 章 方法書作成前の手続
 - 第 1 節 配慮書（第 8 条—第 14 条）
 - 第 2 節 第 2 分類事業に係る判定（第 15 条・第 16 条）
 - 第 3 章 方法書（第 17 条—第 21 条）
 - 第 4 章 環境影響評価の実施等（第 22 条・第 23 条）
 - 第 5 章 準備書（第 24 条—第 31 条）
 - 第 6 章 評価書（第 32 条・第 33 条）
 - 第 7 章 対象事業の実施（第 34 条—第 36 条）
 - 第 8 章 事後調査（第 37 条・第 38 条）
 - 第 9 章 対象事業の内容の修正等（第 39 条—第 43 条）
 - 第 10 章 環境影響評価その他の手続の特例（第 44 条—第 50 条）
 - 第 11 章 横浜市環境影響評価審査会（第 51 条—第 56 条）
 - 第 12 章 法対象事業に対する措置（第 57 条—第 59 条）
 - 第 13 章 雑則（第 60 条—第 68 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第 17 号）の趣旨にのっとり、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめ、計画段階配慮及び環境影響評価を行い、並びに事業着手後に事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査について本市等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のため

の措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- (2) 第1分類事業 別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する1の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次号において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）及び法第4条第3項各号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第2種事業を除く。
- (3) 第2分類事業 別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する1の事業であって、第1分類事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下「判定」という。）を市長が第16条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるものをいう。ただし、法対象事業及び法第4条第3項各号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第2種事業を除く。
- (4) 対象事業 第1分類事業又は第16条第1項第1号の措置がとられた第2分類事業（同条第2項及び第40条第2項において準用する第16条第1項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。
- (5) 事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をし、又は委託をしようとする者）をいう。
- (6) 計画段階配慮 事業の計画の立案に当たり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について、配慮することをいう。
- (7) 事後調査 対象事業に係る工事の着手後に当該対象事業が及ぼす環境影響を把握するために行う調査をいう。

（市の責務）

第3条 市は、現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境を確保するため、この条例の規定による計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように事業者等に対し、必要な指導、助言、勧告、情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

2 市は、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に関する手法の調査及び研究並びに当該手法に係る情報の収集に努めるものとする。

（事業者等の責務）

第4条 第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「計画段階事業者」という。）は、この条例の規定による計画段階配慮その他の手続を適切に行い、その事業の計画を環境の保全に配慮されたものとするよう努めなければならない。

2 事業者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識し、その負担と責任において、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を適切かつ円滑に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、この条例の規定による計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように当該手続の実施に協力しなければならない。

（配慮指針の策定等）

第6条 市長は、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として横浜市環境配慮指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、配慮指針を改定するものとする。

3 市長は、配慮指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、配慮指針を策定し、又は改定したときは、その旨を公告するものとする。